

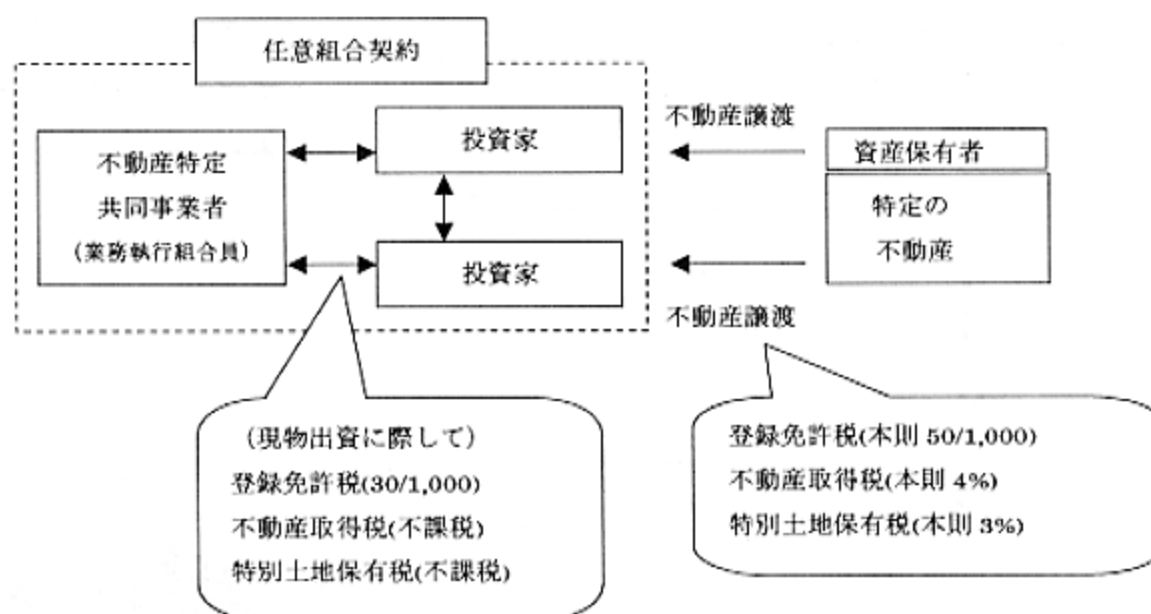
(5) 不動産特定共同事業者が取得する不動産に係る流通税等の特例措置の延長

不動産特定共同事業について、不動産取得にかかる負担を軽減することにより、事業の積極的な活用を促し、不動産市場の新たな資金調達の途を広げるとともに、不動産の流動化、土地の有効利用を促進する。

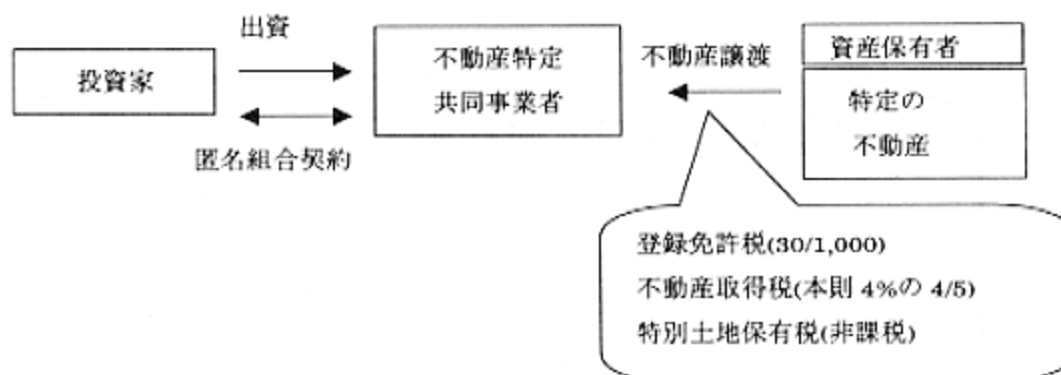
【特例の内容】

	登録免許税 (本則：5%)	不動産取得税 (本則：4%)	特別土地保有税 (本則3%)
任意組合理型	30/1,000	不課税	不課税
匿名組合理型	30/1,000	本則の4/5	非課税

(スキーム：任意組合理型)



(スキーム：匿名組合理型)



(6) 個人の不動産所得に係る損益通算制限措置の廃止

土地の流動化・有効利用を一層促進するため、個人の不動産取得に係る損失のうち、土地を取得するために要した借入金の利子相当額を損益通算の対象から除外する措置を廃止する。(所得税・住民税)